

徳島県告示等公告示規程（平成二十年徳島県告示第二百一十一号）第二条第二項ただし書の規定により、令和八年徳島県告示第百十二号の二を、令和八年三月二日午後五時五分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して広告した。

令和八年三月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県告示第百十二号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定による徳島県資源管理方針において定める徳島県くろまぐろ（小型魚）定置漁業に係るくろまぐろ（三十キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁獲量の総量が、令和七管理年度において同法第十六条第一項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めるため、徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和二年徳島県規則第百一号）第二条第一項の規定により告示する。

なお、この告示に係るくろまぐろの採捕をしてはならない期間は、令和八年三月三日から同月三十一日までとする。

令和八年三月二日

徳島県知事 後藤田 正 純